

## 高津防犯パトロール隊設置要綱

### (目的)

第1条 高津区安全・安心まちづくり推進協議会の事業を推進するため、高津防犯パトロール隊（以下、「パトロール隊」という。）を設置する。

2 パトロール隊は、安全・安心なまちづくりを推進するため、自らの街は自ら守るとの認識に立ち、区民が主体となった防犯パトロール活動の実施を目的とする。

### (組織)

第2条 パトロール隊は、第1条の目的に賛同する団体（以下、「地区隊」という。）で構成する。

2 パトロール隊に次の役員を置く。

(1) 隊長 1名

(2) 副隊長 2名

(3) 連絡員 2名

3 役員は、地区隊長の互選により選出する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (幹部会)

第3条 パトロール隊に役員及び地区隊の代表者（以下、「地区隊長」という。）で構成される幹部会を置く。

2 幹部会は、次に掲げる事項を担う。

(1) パトロール隊への新規登録に関する事

(2) 高津警察署、高津防犯協会、高津区役所等との連絡調整に関する事

(3) 各地区隊の連絡調整に関する事

(4) その他、パトロール活動に必要な事項に関する事

(パトロール活動)

第4条 パトロール活動は、各地区隊が自主的に計画し実施するものとする。

ただし、計画は、「無理をせず、できる範囲で、継続的に」をモットーに作成するものとする。

2 パトロール活動は、犯罪の抑止効果、地域住民の防犯意識の高揚を期待するものであり、不審者への声かけ等を行なわないものとする。

3 不審者等を見つけた場合は、警察署へ通報するものとする。

4 パトロール活動にあたっては、パトロール隊から貸与するベストの着用など、パトロールを実施していることを明確にするものとする。

5 各地区隊は、幹部会にパトロール活動計画書、パトロール実施報告書を提出するものとする。

(新規登録)

第5条 パトロール隊への登録を希望する団体は、パトロール隊に申請書を提出し、幹部会で協議のうえ決定する。

(物品の貸与)

第6条 地区隊のパトロール活動に必要な物品の貸与については、パトロール隊に申請書を提出し、幹部会で協議のうえ決定する。

(事務局)

第7条 パトロール隊に事務局を置き、高津区役所区民協働推進部地域振興課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、幹部会で協議し定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行する。

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。